

第2部 薬学管理科

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理科			
① 内服薬あり		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 内服薬1劑につき、3劑分まで	7日分以下4点、8～14日分28点 15～28日分50点、29日分以上60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外40点、残薬調整20点
調剤管理加算		複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来時3点 2回目以降（処方変更・追加）3点
医療情報取得加算1		オンライン資格確認体制、6月に1回まで	3点
医療情報取得加算2		オンライン資格確認による薬剤情報等取得、6月に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤45点、それ以外59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む、月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤45点、それ以外59点
服薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方10点、指導の必要5点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射と悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づき指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 適定療費（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）		3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
		処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
服薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方10点、指導の必要5点
特定薬剤管理指導加算2	○	抗悪性腫瘍剤の注射と悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づき指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 適定療費（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料1		月1回まで	185点
外来服薬支援料2		一泊化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料2		内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり110点、それ以外90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
		1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料2		薬剤師が必要性と判断、文書による情報提供、月1回まで	20点
服薬情報等提供料3		イ) 保険医療機関、ロ) リアル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員 保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合せて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回と月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合せて）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			59点
服薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン）22点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン）12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ①新菌感染症対応 合せて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による薬投与が必要な患者は原則として月8回まで）	500点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
② ①・③以外			59点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			59点
服薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン）22点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン）12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
服薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または在宅管理指導料の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付時の処方履歴に伴う処方	残薬調整以外40点、残薬調整20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ連絡可	600点